

社会福祉法人常仁会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人常仁会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を青森県弘前市大字常盤坂四丁目1番地3に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員は無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

- 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事は無報酬とする。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 青森県弘前市大字常盤坂四丁目1番地3所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建幼保連携型認定こども園やまぶき保育園園舎一棟(378.04平方メートル)
 - (2) 青森県弘前市大字常盤坂四丁目1番3所在の幼保連携型認定こども園やまぶき保育園敷地(1761.51平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、弘前市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、弘前市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、弘前市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を弘前市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人常仁会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 中村又蔵

理事 岩見信一

〃 対馬外吉

〃 成田惣作

〃 土谷操

〃 中村得仁

監事 須藤直彦

〃 石川清八郎

第五条に定める評議員の人数は、平成二九年四月一日から平成三二年三月三十一日までの間は四名以上とする。

この定款は令和3年7月12日から施行する。

社会福祉法人常仁会役員等名簿

令和6年2月17日現在

役職名	氏名	備考
理事長	中村得仁	園長
理事	佐藤富士	会社員
理事	秋元翔	会社員
理事	尾崎由紀子	会社員
理事	木村隆洋	市議会議員
理事	野田美保	会社員
監事	折登勇治	施設長
監事	佐藤正憲	学校事務員
評議員	成田柁直	自営業
評議員	土谷伸夫	無職
評議員	齋藤千波	会社員
評議員	石戸まどか	講師
評議員	今大輔	会社員
評議員	古川一	自営業
評議員	中山彰	宮司

社会福祉法人常仁会 役員等報酬規程

理事、監事及び評議員の報酬は、社会福祉法人常仁会定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

幼保連携型認定こども園やまぶき保育園重要事項説明書

1 経営主体

名 称	社会福祉法人常仁会
所 在 地	弘前市大字常盤坂四丁目1-3
電 話 番 号	0172-36-0800
代 表 者	理事長 中村得仁

2 施設概要

名 称	幼保連携型認定こども園やまぶき保育園		
所 在 地	弘前市大字常盤坂四丁目1-3		
電 話 番 号	0172-36-0800		
代 表 者	園長 中村得仁		
利 用 定 員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	15人	10人	10人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日		
事 業 者 番 号			

3 施設の目的及び運営の方針

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮しその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子ども状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- (5) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。

4 施設・設備等概要

敷地	敷地	1585.25㎡
	園庭	770.24㎡
園舎	構造	木造平家建（準耐火建築物・イ準耐-2）
	面積	378.02㎡

室名	面積	室名	面積
保育室	69.56 ㎡	職員休憩室	17.67 ㎡
乳児室兼ほふく室	45.55 ㎡	調理員休憩室	4.97 ㎡
遊戯室	79.15 ㎡	職員便所	4.67 ㎡
事務室医務室	27.33 ㎡	園児便所	19.80 ㎡
沐浴室	3.86 ㎡	その他	82.27 ㎡
調理室	23.19 ㎡		
		合計	378.02 ㎡

5 職員の配置状況

職名	常勤	非常勤
園長	1	
主幹保育教諭	1	
保育教諭	7	1
調理員	1	
嘱託医（内科・歯科）		2
学校薬剤師		1

6 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 学期 ・1学期 4月 1日～ 7月31日 ・2学期 8月 1日～12月31日 ・3学期 1月 1日～ 3月31日	月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年始（1月1日から3日）は除きます。
イ 休園日 ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 7月22日～ 8月23日 ・冬季休園 12月24日～1月14日 ・春季休園 3月26日～4月5日	

7 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間

- ア 教育時間 9時00分から13時00分
- イ 一時預かり 13時00分から17時00分

(2) 保育標準時間

- ア 保育時間 7時00分から18時00分
- イ 延長保育 18時00分から19時00分

(3) 保育短時間

- ア 保育時間 8時00分から16時00分
- イ 時間外保育 16時00分から 17時00分

8 教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前おやつ	昼食	午後おやつ
0～2歳児	午前10時ごろ	午前11時ごろ	午後3時ごろ
3歳以上児		午前11時30分ごろ	午後3時ごろ

(3) その他

一時預かり、延長保育の実施。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。ただし、1号及び2号認定子どもについては無料とし、3号認定子どもについては、園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払いを受けるものとするが、市民税非課税世帯は無料とします。

(2) 教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、原則として先着順とします。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20 日までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

・ 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

ウ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

(4) 休園

ア 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出するものとする。

イ 児童が多数伝染病に罹患する等、教育・保育上重大な影響があるときは、休園となる場合があります。

(5) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	山口医院
医師名	山口力
所在地	弘前市若葉1丁目6-4
電話番号	39-2311

(2) 歯科

医療機関の名称	中畑歯科診療所
医師名	中畑範彦
所在地	弘前市山道町14-3
電話番号	32-6650

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

受付担当者	主幹保育教諭 粟嶋高子
解決責任者	園長 相馬洋子

第3者委員	佐藤正憲	山口カ
住所	清水富田70-1	弘前市若葉1-6-4
電話番号	35-2485	39-2311

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	・消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報器、誘導灯及び誘導標識
防災処理	カーテン、カーペット
備蓄品	米、水、缶詰、菓子類
備品	災害用毛布、拡声器、懐中電灯、ラジオ
消防訓練	総合訓練年2回以上、消火避難訓練毎月1回

14 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

15 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する別紙の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報は保護すあの同意を得ずに第三者に提供することはありません。

17 その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が来る場合は連絡をお願いします。

別紙

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幼保連携型認定こども園やまぶき保育園 園長 中村得仁

私は、書面に基づいて幼保連携型認定こども園やまぶき保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

児童との続柄

児童のかかりつけ医療機関

医療機関名	
診療科	
主治医	
所在地	
電話番号	

緊急連絡先①

氏名		児童との続柄	
住所		電話番号	

緊急連絡先②

氏名		児童との続柄	
住所		電話番号	

別表

実費徴収について

(単位：円)

項目	金額	備考
絵本代	370~450	
帽子代	1,000	
副食代	4,700	
主食代	500	3歳以上児